

騒音障害防止のための

ガイドラインが改訂されています

厚生労働省は2023（令和5年）4月に、「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しています。



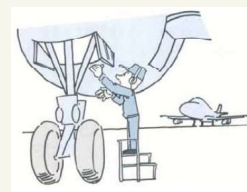
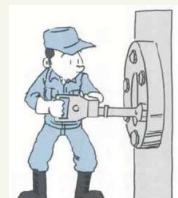
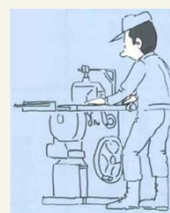
出典元：騒音障害防止のためのガイドライン
概要パンフレット（厚生労働省）

✓ ガイドラインの主なポイント

- 騒音防止障害対策の管理者を選任する
- 作業場ごとに適切な測定等を行い、結果に応じて必要な対策を講ずる
- 聴覚保護具は適切な遮音値のものを用いる
- 雇入時等健康診断、定期の健康診断を実施し、結果に応じて措置を講ずる
- 管理者、労働者にそれぞれ教育を行う

✓ 対象となる作業の一例

- 車両系建設機械を用いた掘削作業
- 丸のこ盤を用いた切断作業
- ハンマーを用いた金属打撃作業
- 携帯用研削盤での作業
- インパクトレンチによる作業
- コンクリートブレーカーによる作業
- 動力プレス作業
- チェーンソーを用いた伐採作業
- 空港の駐機場所での作業



イラスト出典元：騒音障害防止のためのガイドライン概要パンフレット（厚生労働省）

一度失われた聴力は元に戻りません。
適切な対策を行い、騒音障害を防止しましょう。

PCTでは、「騒音障害防止のための 管理者教育」を開催しています

常時騒音作業に従事する労働者に対し労働衛生教育を実施し、
騒音に対する知識や理解を深めてください。

✓ 開催日程

決まり次第、HPにてご案内いたします。

✓ カリキュラム（計3時間）・料金

内容	時間	料金
騒音の人体に及ぼす影響	30分	¥ 12,000 (教本代、税込)
適性な作業環境の確保と維持管理	80分	
聴覚保護具の使用及び作業方法の改善	40分	
関係法令等	30分	



✓ 出張講習もご相談ください！

【開催条件】

- 原則10名以上*の受講者がいること

*10名以下の場合でもお気軽にご相談ください。

北海道教習所

〒061-3242

石狩市新港中央2丁目766-3



0133-64-6388



0133-64-6148

旭川出張所

〒079-8451

旭川市永山北1条10丁目13-38



0166-40-0538



0166-46-3311



最新情報はこちらから

